

# 意見書

平成22年12月16日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう  
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし  
代表取締役社長 田中 孝司

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年11月16日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

今回の省令改正によって、LRICモデルの改修に伴う算定方法の変更と最新の入力値を反映することについては、適切であると考えます。

しかしながら、電気通信市場においては、PSTNからIP網への急速なマイグレーションの進行によってPSTNのトラフィックは減少を続けており、今後も接続料の上昇傾向に拍車がかかることが想定されます。情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」においても平成24年度のGC接続料が「5.4円～6.0円」と予測されており、改良モデルが適用される2年の間にも競争環境は大きく後退し、ユーザー利便が損なわれかねない危機的状況にあります。このように市場環境が大きく変化していることに鑑みて、弊社は答申(案)に対して、「改良モデルの適用期間であっても、接続料の算定方式の抜本的な見直しに向けた検討を速やかに開始すべき」との意見を提出したところです。

答申では、「光の道」構想の具体化やNTT東西の概括的展望の公表等により、PSTNを取り巻く環境の方向性がある程度明確になった場合には、環境の変化等を適切に見極めた上で速やかに、PSTNに係る接続料算定の在り方について改めて検討することが適当」との考えが示されていますが、その後、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースの「光の道」構想実現に向けて「取りまとめ」において、「光の道」推進の方向性が示されたことや、NTT東・西の「PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～」において、今後の検討に資する情報がある程度明らかになったことも踏まえれば、直ちに検討に着手し、改良モデルの適用期間に関わらず、適宜新たな算定方式を適用すべきです。

なお、算定方法見直しにあたってのその他の項目に対する意見は以下のとおりです。

○NTSコストの一部(き線点RT-GC間伝送路費用)の接続料原価への算入の継続について

ユニバーサルサービス制度の利用者負担の抑制を図る観点から、「当面の間」の措置として実施されてきた、き線点RT-GC間伝送路費用の接続料への再算入が、平成23年度以降も継続される内容になっていますが、NTSコストは基本料で回収されるべきコストであるという平成16年度に整理された考え方を覆すものであり、本来は不相当と考えます。

答申に示されたとおり、当該コストの扱いはユニバ制度と密接に関係していることから、社会的コンセンサスに配慮することを前提に、ユニバ制度の抜本的な見直しを早急に行い、NTSコストの扱いについて原則に沿うようにすべきです。

○接続料設定に用いる通信量の対象期間の考え方の継続について

現行の算定方法を適用する限りにおいては、「前年度下期実績及び当該年度の上期予測」を継続採用することについて一定の合理性がありますが、本来は過去実績を用いることが基本と

考えます。

なお、弊社はPSTNからIP電話へのマイグレーションを踏まえた新たな接続料算定方式の導入を提案しており、答申に示されたとおり、今後、将来を見据えた算定方法に見直す際には、通信量の対象期間の扱いも含めて再検討する必要があります。

#### ○NTT東・西均一接続料の継続について

答申では、NTT東西間の接続料格差に与える影響はほとんど見受けられないことを理由に「これまでと同様に東西均一接続料を採用することが適当」との考えが示されていますが、接続料規則における接続料原価算定の原則を踏まえれば、仮にNTT東・西間の格差がわずかなものであったとしても、本来は会社固有のコストに基づいて東西別接続料を設定すべきです。

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースの取りまとめにおいて、「NTT東西の二社体制は引き続き存置することが適当」との考えが示されたことも踏まえ、社会的コンセンサスにも配慮しながら、東西別接続料の導入について検討すべきです。

以 上